

21 流動資産担保融資保証

流動資産を活用し、低い保証料率でご利用いただける保証制度です。

資格要件	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者 なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。
資金使途	事業資金(運転・設備)
保証限度額	2億円
保証期間	1年間(ただし、更新は可能) ※個別保証の場合、1年以内となります。
保証割合	80%保証
貸付金利	金融機関所定利率
貸付形式	根保証または個別保証 【根保証】当座貸越 【個別保証】手形貸付
返済方法	【根保証】 約定返済または随時返済 【個別保証】 返済引当とした売掛債権の支払期日に、一括して返済するものとします。 なお、複数口の売掛債権を返済引当として一本の手形貸付とする場合、個々の売掛債権の支払い期日が到来する都度、返済することが可能です。
担保	申込人の有する流動資産を担保として徴求します。 ※個別保証の場合、売掛債権に限ります。
連帯保証人	不要
保証料率	年0.68%
必要書類	・所定の申込書類一式 ・譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 ・譲渡担保対象売掛先明細書 ・第三債務者との取引基本契約書(写) ・過去の取引実績を証する書類(写) ・棚卸資産を担保とする場合で、掛売上以外の売上がある場合: 棚卸資産売上代金入金口座届出書(写) ・個別保証の場合:担保として徴求する売掛債権の挙証資料(写)
備考	・固定かつ低利でご利用頂ける和歌山県中小企業融資制度(短期決済資金[流動資産])がございます。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。詳細は「和歌山県中小企業融資制度ご案内」をご覧ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。